

厚生省告示第三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十四条第五項及び第五十六条第五項の規定に基づき、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年二月十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額  
十万円

